

学 則

学校法人ひらた学園
広島国際医療福祉専門学校

広島国際医療福祉専門学校学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本学は、「学校教育法」及び「教育基本法」に基づき、国際・医療・福祉に関する専門知識や技術・資格を修得し、良き職業人としての実力の錬成につとめ、地域社会や国際社会に貢献できる人材育成を目的とする。又、我が国の大学、専修学校専門課程等に入学を希望する外国人留学生に対し、日本語の教育を行い併せて日本文化の紹介そして日本への更なる造詣を図り、もって国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本学は、広島国際医療福祉専門学校という。

(位置)

第 3 条 本学は、広島県広島市南区比治山本町 1 4 番 2 2 号に置く。

(点検及び評価)

第 4 条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(学科・修業年限・定員)

第 5 条 本学の課程、学科、修業年限、定員は以下のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
昼	教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	2 年	3 0	6 0	2
昼	医療専門課程	理学療法学科	3 年	3 5	1 0 5	3
夜		作業療法学科		3 5	1 0 5	3
昼	文化・教養 専門課程	日本語学科	1.5 年	6 0	1 2 0	3
			2 年			
合 計				1 6 0	3 9 0	1 1

2 修業年限を超えて在学する場合は、修業年限の倍年限を超えて在学することはできない。但し、日本語学科は修業年限を超えて在学することはできない。

(学年・学科の終始期)

第 6 条 本学の学年は、4 月に始まり 3 月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- ・前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日
- ・後期 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日

3 日本語学科は、4 月もしくは 1 0 月に始まり 3 月に終わる。

(休業日)

第 7 条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- ・ 土曜日（但し、作業療法学科は除く。）
- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日とする。なお、夏季休業・冬季休業・春季休業は別に定める。
- ・ 前項にかかわらず、学校長が必要ありと認めた場合は、臨時に授業日、あるいは休業日を変更することができる。

第 3 章 履修方法及び課程修了認定

(教育課程及び授業時数)

第 8 条 本学の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(授業の終始時刻)

第 9 条 本学の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別等	始業時刻	終業時刻	備考
昼	9 : 2 0	1 6 : 3 0	
夜	1 8 : 0 0	2 1 : 1 0	
昼	9 : 2 0	1 2 : 3 0	日本語学科第 1 部
昼	1 3 : 2 0	1 6 : 3 0	日本語学科第 2 部

(授業の方法及び単位数の計算方法)

第 1 0 条 本学の授業の方法及び単位数の計算方法は、次のとおりとする。

- 1 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 教育上有益と認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 各授業の単位数は、次の基準により計算するものとする。
 - (1) 講義については、1 5 時間から 3 0 時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位又は 2 単位とする。

- (2) 演習及び実習については、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(修了認定の方法)

第11条 本学の修了認定は、次のとおりとする。

- 1 学生が各授業科目について規定時数の3分の2以上出席し、試験に合格した者に対して所定の単位を与える。合格者に対して当該科目の履修を認定する。但し、日本語学科は、別に学生便覧により定める。
- 2 試験は毎年2回学期の終わりに施行する。但し、教科の性質によっては他の方法をもって試験にかえることができる。
- 3 実習科目については、その出席時間数が5分の4以上である者に対して実習の成績によって履修を認定する。

(但し、介護実習及び保育実習、理学・作業療法臨床実習は全時間数出席のこと)

- 4 試験等（追試験・再試験含む）については、学生便覧に定める。

(資格)

第12条 本学において取得できる資格は学生便覧に定める。

(卒業証書)

第13条 本学において、所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(但し、卒業式までに納付金等未納の者については、卒業は認めないものとする。)

第 4 章 教職員組織に関する事項

(教職員組織)

第14条 本学に次の教職員を置く。

- ・ 学校長
- ・ 副校長
- ・ 教頭
- ・ 学科長
- ・ 教員
- ・ 事務職員

- 2 前項の他、必要な職員を置くことができる。

(事務局)

第15条 本学の事務を処理するために、事務局をおく。

(職制)

第16条 本学の職制に関しては、別にこれを定める。

第 5 章 入学・休学・退学及び除籍に関する事項

(入学資格)

第 17 条 本学の入学資格は、次のとおりとする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 学校教育法第 56 条第 1 項に定める大学の入学資格を有する者
- 3 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者
- 4 日本語学科の入学資格は、次の条件をいずれも満たしている者とする。
 - ・母国で 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
 - ・満年齢が 18 歳以上の者
 - ・正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
 - ・信頼のおける保証人を有する者

(入学及び進級の時期)

第 18 条 入学及び進級の時期は、学年の始めとする。但し、日本語学科への入学は年 2 回とし、その時期は 4 月又は 10 月とする。

(入学手続き)

第 19 条 本学の入学手続きは、次のとおりとする。

- 1 本学に入学しようとする者は、本学の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、受験料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- 2 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本学に入学許可された者は、入学許可の日から 20 日以内に定める学費を納付するとともに、次の書類を所定の期日までに校長へ提出しなければならない。

(但し、学費について、事情がある場合には所定の手続きをしたうえで、分納（前期、後期）を許可する。)

- (1) 誓約書
- (2) 身元保証書（連帯保証人 2 名連署）
- (3) 住民票
- 4 前項（2）に規定する保証人は独立生計を営む成人者で、本学にかかわる一切の責に任ずることができる者とする。
- 5 前 1・2・3 項に定める手続きが所定の期日までに行われない場合は、入学の許可を取り消すことがある。

(休学・復学)

第 20 条 疾病その他やむを得ない事由のため、1 週間以上休学する場合は、その事由を記載した書類に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、復学することができる。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学および編入学)

第22条 本学は、転入学および編入学についてこれを許可しないものとする。

第6章 入学金、授業料、その他学資に関する事項

(学生納付金)

第23条 本学の入学金、授業料等納付金は、次のとおりとする。

(1) 介護福祉学科

受験料	20,000円
入学金	100,000円
授業料(年間)	520,000円
施設設備費等(年間)	160,000円

(2) 理学療法学科

受験料	20,000円
入学金	200,000円
授業料(年間)	1,200,000円
施設設備費等(年間)	240,000円

(3) 作業療法学科

受験料	20,000円
入学金	200,000円
授業料(年間)	1,200,000円
施設設備費等(年間)	160,000円

(4) 日本語学科

受験料	20,000円
入学金	100,000円
授業料(総額)	
2年コース	1,200,000円
1. 5年コース	900,000円
教材費等(総額)	
2年コース	160,000円
1. 5年コース	120,000円

2 但し、各種試験料、各種行事費、実習に伴う交通費、卒業経費等は各自が実費負担

するものとする。

(納入)

- 第24条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。但し、校長の許可を受けて休学している学生は、別に定める。
- 2 既に納入した納付金は、理由の如何を問わず返還しない。停学を命じられた者も同様とする。
 - 3 入学手続き完了後、すでに納入した授業料、入学金及び受験料その他、原則として返還しないが、入学合格者本人から入学月の前月の末日までに入学辞退の意思表示及び書面（氏名、住所、保証人氏名、取消し理由を記入し、自署押印）で届出があった場合については、入学金及び受験料を除く納付金を返還する。

第 7 章 寄宿舎および学生の健康面に関する事項

(寄宿舎)

- 第25条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

- 第26条 健康診断は、毎年1回、実施する。

(保健室)

- 第27条 本学に保健室をおく。

第 8 章 賞罰に関する事項

(褒章)

- 第28条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲戒処分)

- 第29条 学生がこの学則、その他本学の定める学生便覧等諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは懲戒処分を行なうことがある。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学、退学及び除籍とする。
 - 3 退学及び除籍は、次の各号の1に該当する学生に対して行なうものとする。
 - (1) 品行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく、引き続き2週間以上にわたり欠席し、又は出席が常でない者
 - (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (4) 授業料その他の納付金の納付を怠り、催促を受けてもしない者
 - (5) 日本国の法令に反した者

第 9 章 附帯事業

(附帯事業)

第 30 条 本学の附帯事業は次の通りとする。

学 科 名	就学期間	修業時間	総定員	備考
介護職員初任者研修	8 ヶ月以内	1 3 0	2 0	夜間・土日含む
介護福祉士実務者養成研修	6 ヶ月	4 6 9	3 2	休校日
ガイドヘルパー養成講座	4 日間	2 4	1 0	休校日
日本語教師養成講座	6 ヶ月	4 8 0	2 5	夜間・土日含む

2. 附帯事業の授業料等は、別に定める。

3. 本科生と受講生で、学則及び学科目の履修・学生心得等において本科生と異なる事項については別に定める。

第 10 章 個人情報に関する事項

(個人情報)

第 31 条 本学及び本学の関係者は、本学運営において知り得た学内の個人情報については、本学運営以外に使用しない。

- 2 卒業後、卒業生の個人情報は本学によって管理されるが、当該卒業生の許可なく他者に公表されることはない。
- 3 退学者の個人情報は、適切に処理する。

附則

- 1 この学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、学生便覧もしくは校長が別に定める。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日改訂
- 4 平成 20 年 4 月 1 日改訂
- 5 平成 22 年 4 月 1 日改訂
- 6 平成 23 年 4 月 1 日改訂
- 7 平成 24 年 4 月 1 日改訂
- 8 平成 25 年 4 月 1 日改訂
- 9 平成 27 年 4 月 1 日改訂

- 10 平成28年4月1日改訂
- 11 平成29年4月1日改訂
- 12 平成31年4月1日改訂
- 13 令和 2年4月1日改訂
- 14 令和 4年4月1日改訂
- 15 令和 6年4月1日改訂（グローバル共生学科開設）
- 16 令和 6年3月31日改訂（グローバル共生学科廃止）